

2008年4月2日
在日米国商工会議所 関西支部

ACCJ関西支部、2008年助成金の申請団体募集のお知らせ ～第2回「働く女性の環境改善を目指して」チャリティーウォーク収益金を分配～

在日米国商工会議所（以下、ACCJ）関西支部は、企業の社会的責任（CSR）活動の一環として、2007年10月20日に行った働く女性の環境改善を目指したチャリティーウォークの収益金を助成金として分配するため、非営利団体からの申請の受付を開始すると発表した。

応募要領は以下のとおり（詳細は添付応募要領および申請用紙を参照）

- 応募受付期間: 2008年5月20日（必着）
- 応募資格: 下記のいずれかに該当する団体（NPO法人の認証を受けていない団体も応募可）
1. 関西地区の働く女性の環境改善に資する活動を継続的に行っている非営利団体・機関。
 2. 関西地区の働く女性の環境改善に資する活動をこれから始めるために、資金を必要としている非営利団体やグループ
- 助成金の対象となる活動: 下記のいずれかの活動が助成金の対象となる。
- A) 母親の就労中に子どもを預かったり、ケアをしたりする活動。
 - B) 女性が仕事と私生活をうまく両立できるようにするための教育・啓発・カウンセリングなどの活動。
 - C) 女性が就労に役立つスキルを身につけるためのプログラムを提供する活動
- 応募方法: 申請用紙に記入の上、必要書類を添えて、ACCJ関西支部事務局まで郵便、ファックスもしくはEメールで送付する。
応募要領および申請用紙はACCJのホームページ、
<http://www.accj.or.jp/> からダウンロード、もしくはACCJ関西支部事務局（06-6345-9880）へ電話の上、取り寄せること。
- 審査方法: ACCJ関西支部社会奉仕委員会が書類審査のうえ、必要によってはヒアリングを行って選考し、ACCJ関西支部エグゼクティブコミッティーに推薦。最終決定は、ACCJ関西支部エグゼクティブコミッティーが行う。
- 結果の発表: 選考の結果は、締め切り後1ヶ月以内（6月中旬）に事務局より応募者に連絡する。

問い合わせ、応募要領・申請用紙の請求、申請書の提出先は全て以下のとおり：

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1-1-8 堂島パークビル5階

在日米国商工会議所 関西支部

山田恵三（やまだけいぞう） または ジャスティン・ハナス(Justin D. Hanus)

電話：06-6345-9880 Fax: 06-6345-9890

Eメール：kansai@accj.or.jp

添付資料 助成金申請応募要領（申請用紙込）

以上

0802J-K

—在日米国商工会議所について—

在日米国商工会議所(ACCJ)は、米国企業40社により1948年に設立された、60年の歴史を持つ、日本で最大の外資系経済団体です。米国企業の日本における経営者を中心に、現在は約1400社を代表する会員で構成され、東京、名古屋、大阪に事務所を置いています。日米両国政府や経済団体等との協力関係の下、「日米の経済関係の更なる進展、米国企業および会員活動の支援、そして、日本における国際的なビジネス環境の強化」というミッションの実現に向けた活動を展開しています。また、50余りの業界・分野別委員会を中心に活動を行い、白書等を通じた政策提言や、政策や経済の動向等について年間500以上のイベントやセミナーを開催するとともに、各種チャリティー等の企業の社会的責任（CSR）活動にも積極的に取り組んでいます。

【お問い合わせ】

同件に関するお問い合わせは、在日米国商工会議所 関西支部(電話: 06-6345-9880 ; メール: kansai@accj.or.jp) までお願い致します。

ACCJ関西 チャリティーウォーク 2008年度助成金申請 応募要項

在日米国商工会議所（ACCJ）関西支部は、企業の社会的責任（CSR）活動の一環として、2007年10月に「働く女性の環境改善」をめざして第2回チャリティーウォークを開催しました。その収益金を、関西地域において、「働く女性の環境改善」をめざしその実現に資する活動を行う非営利団体に2008年度助成金として寄付します。助成金を申請するための応募要領をここに記します。

応募書類提出期限： 2008年5月20日（必着）

応募資格：

下記のいずれかに該当する団体（NPO法人の認証を受けていない団体も応募可）

3. 関西地区の働く女性の環境改善に資する活動を継続的に行っている非営利団体・機関。
4. 関西地区の働く女性の環境改善に資する活動をこれから始めるために、資金を必要としている非営利団体やグループ

助成金の対象となる活動：

以下のいずれかの活動が助成金の対象となります。

- A) 母親の就労中に子どもを預かったり、ケアをしたりする活動
- B) 女性が仕事と私生活をうまく両立できるようにするための教育・啓発・カウンセリングなどの活動
- C) 女性が就労に役立つスキルを身につけるためのプログラムを提供する活動

応募多数の場合は、以下の条件に合う団体もしくは活動を優先します。

- 関西地区の女性の仕事と子育ての両立を支援する活動で実績がある。
- 女性の仕事と子育ての両立を支援するための活動を始めようとしていて、地域のニーズに応じた周到な計画が準備されている。
- 働く女性の子どもたちへの支援をとおして、女性が働きやすい環境に寄与する活動。
- 地域の人々が広く参画する活動。

応募方法：

貼付の申請用紙に記入の上、必要書類を添えて、ACCJ関西支部事務局まで、郵便、Eメールもしくはファックスにて送付してください。応募要領および申請用紙は添付をコピーするか、ACCJ関西支部事務局（下記参照）へ電話の上お取り寄せください。

審査方法：

ACCJ関西支部社会奉仕委員会が書類審査のうえ、必要によってはヒアリングを行って選考し、ACCJ関西支部エグゼクティブコミッティーに推薦します。最終決定は、ACCJ関西支部エグゼクティブコミッティーが行います。

結果の発表：

選考の結果は、締め切り後1ヶ月以内（6月中旬）に事務局より応募者に連絡します。

申請金額について：

- 申請金額は団体の規模に照らして活用可能な範囲であること。10万円以上150万円以下とします。
- 活動計画とそのための資金計画を応募書類に記載すること。
- 審査の上、必要資金の全部またはその一部を助成します。
- 必要資金の一部のみ助成を受けることになった場合は、他の資金を充当して予定の活動を行うか、活動の規模を縮小して助成金をあてることができます。

受益団体の義務：

- 該当する活動を終了した時点で、報告書をACCJ関西支部に提出。
- 活動内容が変更になった場合は、ACCJに報告し承認を得る。
- 活動が何らかの理由でできなくなった場合は、助成金をACCJに返還またはその指示に従う。

問い合わせ、応募要領・申請用紙の請求、申請書の提出先は全て以下のとおり：

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1-1-8

堂島パークビル5階

在日米国商工会議所 関西支部

山田恵三（やまだけいぞう） または ジャスティン・ハナス(Justin D. Hanus)

電話：06-6345-9880

Fax: 06-6945-9890

Eメール：kansai@accj.or.jp

以上

**ACCJ関西支部「働く女性の環境改善」チャリティ
2008年度助成金申請用紙**

応募年月日	2008年 月 日
団体名 所在地住所 代表者	
申請担当者 住所 電話番号 Eメールアドレス	〒
法人格取得年月日 (NPO法人の場合のみ 記入)	
団体設立年月日	
助成金申請額	
助成されることとなっ たときの振込み指定口 座名	銀行 支店 普通預金No. 口座名義

団体の概要 (定款がある場合はコピーを添付)

助成金申請の対象になる活動の種類 (いずれかに○)	A) 母親の就労中に子どもを預かったり、ケアをしたりする活動 B) 女性が仕事と私生活をうまく両立できるようにするための教育・啓発・カウンセリングなどの活動 C) 女性が就労に役立つスキルを身につけるためのプログラムを提供する活動
------------------------------	---

助成金申請の対象になる活動の詳細

活動のための必要経費項目と資金計画（本助成金を使用する予定の活動について）
活動費用合計： ￥
助成金申請額： ￥
活動費用に助成金が占める割合： %

助成金を使用する活動の期間	年 月 ～ 年 月
---------------	-----------

活動結果報告書 提出予定日	年 月
---------------	-----

備考